

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	公的給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山陽小野田市は、公的給付の支給等に関する事務における特定個人情報保護ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山陽小野田市長

公表日

令和6年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理を行う。対象となる給付は次のとおり ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(終了) ②電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務(終了) ③物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金の支給事務 ④令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付金)の支給事務(終了) ⑤低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務(終了) ⑥物価高騰対策低所得者支援・調整給付金給付事業 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定
③システムの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支援システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金システム、子育て世帯臨時特別支援給付金システム、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金システム、宛名管理システム、中間サーバー、調整給付金給付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金情報ファイル、物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金情報ファイル、子育て世帯等臨時特別支援給付金情報ファイル、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、調整給付金給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の135の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（情報照会の根拠）160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山陽小野田市 福祉部 社会福祉課 山陽小野田市 福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	社会福祉課長、子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山陽小野田市 総務部 総務課 総務法制係（電話）0836-82-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山陽小野田市 福祉部 社会福祉課 （電話）0836-82-1174 山陽小野田市 福祉部 子育て支援課 （電話）0836-82-1175
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
		＜選択肢＞

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者に対しては、サイバーセキュリティ研修を受講させているとともに、適切な監督を行っている。下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の添付がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、給付金システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されることはない。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①住民税非課税世帯世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 ②子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務	①住民税非課税世帯世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(終了) ②電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務(終了) ③物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金の支給事務 ④令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付金)の支給事務(終了) ⑤低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務	事後	
令和5年11月15日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル、子育て世帯等臨時特別支援給付金情報ファイル	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金情報ファイル、物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金情報ファイル、子育て世帯等臨時特別支援給付金情報ファイル、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	事後	
令和6年5月17日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①住民税非課税世帯世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(終了) ②電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務(終了) ③物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金の支給事務 ④令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付金)の支給事務(終了) ⑤低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務	①住民税非課税世帯世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(終了) ②電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務(終了) ③物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金の支給事務 ④令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付金)の支給事務(終了) ⑤低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務(終了) ⑥物価高騰対策低所得者支援・調整給付金給付事業	事後	
令和6年5月17日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支援システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金システム、子育て世帯臨時特別支援給付金システム、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金システム、宛名管理システム、中間サーバー	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支援システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金システム、子育て世帯臨時特別支援給付金システム、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金システム、宛名管理システム、中間サーバー、調整給付金給付システム	事後	
令和6年5月17日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金情報ファイル、物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金情報ファイル、子育て世帯等臨時特別支援給付金情報ファイル、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金情報ファイル、物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金情報ファイル、子育て世帯等臨時特別支援給付金情報ファイル、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、調整給付金給付ファイル	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の100の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年/内閣府・総務省/告示第1号)第5号	番号法第9条第1項 別表の135の項	事後	番号法の改正(令和5年法律第48号、令和6年5月27日施行)に伴う修正
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条第8号(別表第二における情報照会の根拠) 121の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二における情報照会の根拠) 第59条の4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報照会の根拠) 160の項	事後	番号法の改正(令和5年法律第48号、令和6年5月27日施行)に伴う修正
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	法制係	総務法制係	事後	市機構改革に伴う修正
令和6年10月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	様式の変更に伴う新設	十分である	事前	—
令和6年10月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	様式の変更に伴う新設	事務取扱者に対しては、サイバーセキュリティ研修を受講させているとともに、適切な監督を行っている。下記の局面で特定個人情報の取扱いに關しても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の添付がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	—
令和6年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	様式の変更に伴う新設	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事前	—
令和6年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	様式の変更に伴う新設	十分である	事前	—
令和6年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	様式の変更に伴う新設	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。また、給付金システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されることはない。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	—